

第13節 CDグラフィックス等

ディスプレイに表示させるための歌詞又は楽譜に係る著作物と共に当該著作物をCD、ハードディスク、フラッシュメモリー等の記録媒体（以下「CDグラフィックス等」という。）に録音する場合の使用料は、第2節、第3節、第5節、第6節、第7節、第8節、第10節、第11節、第14節、第15節又は第16節の規定が適用される場合を除き、録音した記録媒体（以下「録音物」という。）の複製目的に応じ、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 商用複製

(1) 市販する目的で複製する場合

著作物1曲1回当たりの使用料は、次のア又はイに定める額に個数を乗じて得た額とする。ただし、1曲1回の利用時間が5分以上の場合の使用料は、5分までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。

ア 定価の明示があるときは、当該録音物の定価（消費税を含まないもの）の6%をその録音物に含まれている著作物数で除して得た額又は9円のいずれか多い額。ただし、利用時間が5分以上の著作物については、5分までを増すごとに1曲として著作物数を計算する。

イ 定価の明示がないときは11円

(2) ブライダル等を演出し又は記録する目的で複製する場合

ア 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合

録音物（収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。）の個数が3個までの場合の使用料は、1曲当たり1,500円とする。

イ ア以外の場合

録音物（収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。）の個数が3個までの場合の使用料は、1曲当たり3,000円とする。

ア及びイにかかわらず、個数が3個を超える場合は、3個までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。

(3) (1)及び(2)以外の目的で複製する場合

著作物1曲1回当たりの使用料は、11円に個数を乗じて得た額又は600円のいずれか多い額とする。ただし、1曲1回の利用時間が5分以上の場合の使用料は、5分までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。

2 非商用複製

(1) ブライダル等を演出し又は記録する目的で複製する場合

録音物（収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。）の個数が3個までの場合の使用料は、1曲当たり1,500円とする。

個数が3個を超える場合は、3個までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。

(2) (1)以外の目的で複製する場合

1(3)に定める額に50%を乗じて得た額とする。

(CDグラフィックス等の備考)

(用語の定義)

① 本節において、用語の定義は次のとおりとする。

(ア) 商用複製

営利を目的とする者が行う複製又はそれ以外の者が有償（実費相当の額のみを受ける場合を除く。）で第三者に頒布することを目的として行う複製をいう。

(イ) 非商用複製

教育機関、非営利団体又は個人が営利を目的とせず、無償で頒布するために行う複製など(ア)以外の複製をいう。

(ウ) ブライダル等

結婚式若しくは結婚披露宴又はこれに準ずる催物をいう。

(本規定により難しい場合の使用料)

② CDグラフィックス等の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難しい場合における使用料は、利用者と協議のうえ、本規定に定める率又は額の範囲内で決定する。

(経過措置)

- ③ 1(2)ア及び2(1)の規定において、1,500円とあるのは、2019年10月1日から2022年3月31日までは600円、2022年4月1日から2024年3月31日までは1,050円とそれぞれ読み替える。
- ④ 1(2)イの規定において、3,000円とあるのは、2019年10月1日から2022年3月31日までは1,200円、2022年4月1日から2024年3月31日までは2,100円とそれぞれ読み替える。